

南房総市特例介護給付費等 給付事務処理手引き

南房総市役所
保健福祉部社会福祉課

令和5年3月1日

1. はじめに

特例介護給付費等とは

障害福祉サービスの支給申請した日から支給決定の効力が生じる日の前日までに、緊急その他やむを得ない理由があり、障害福祉サービスの利用が必要と市に判断された方で、障害福祉サービスの対象者の方は、支給決定前の障害福祉サービス利用分のうち、支給決定後の給付費相当分の給付を受けることができます。

支給決定前のサービス利用費は、一旦全額を利用者が負担する必要がありますが、支給決定後に特例介護給付費等申請書を提出することで、自己負担分を差し引いた金額が支給されます。（実費については支給の対象外です。）

ただし支給申請が却下・取下げになった場合は特例介護給付費等も支給できません。全額自己負担となりますのでご了承ください。（詳しくは本手引きの3. 注意事項を参照してください。）

本手引きの趣旨

この南房総市特例介護給付費の事務処理の手引きは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と児童福祉法、ならびに南房総市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に関する規則、南房総市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援の事業を行う者の登録等に関する規則、南房総市障害児通所支援事業に関する規則において規定される特例介護給付費等の給付事務について、厚労省の示す『介護給付費等に係る支給決定事務等について』（以下、事務処理要領）を参考に必要事項を定めるものです。

2. 利用方法

①相談

特例介護給付等の相談があった場合、市は緊急その他やむを得ない理由に該当するか判断します。

Q. 緊急その他やむを得ない場合とは？

- ア. 申請者の容態が変化したことによりただちに障害福祉サービスを利用しなければならない場合。
- イ. 申請者の介護者が傷病等もしくは経済的な事情により介護できない場合。
- ウ. その他やむを得ない理由があると市長が認めた場合。

②申請

特例介護給付費等の支給を受けようとする者から申請を受け付けます。申請には、必要な書類を添付してください。

Q. 申請に必要な書類は？

- ア. 特例介護給付費等支給申請書（南房総市障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に関する規則第15条第12号様式）
- イ. 給付費の額を証明するもの

- ・ サービス提供証明書
- ・ 実績記録票の写し
- ・ 領収証

ウ. 代理受領委任状（代理受領を希望する方のみ提出）（同要綱第1号様式）

③支給決定

②の申請があったら、要否を決定し（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者給付費 特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書（南房総市障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に関する規則第15条第13号様式）を送付します。

④支払い

給付方法

特例介護等給付費は原則、利用者本人に対し償還払いにて給付しますが、市民サービスの観点から事業所に対し代理受領にて給付することも可能です。その場合は特例介護給付費等の代理受領委任状（同要綱第1号様式）を提出してください。

給付時期

申請から支払いまでおおよそ1か月から2か月かかります。申請後、書類の審査を行い、金額を確定し、特例介護給付費等支給決定の通知を行います。その後、指定口座へ給付処理を行います。

3. 注意事項(必ずお読みください)

①特例介護給付費等の対象範囲

Q. 特例介護給付費等の対象サービスは？

A. 障害福祉サービスの支給申請をしたサービス種類に限ります。申請していないサービスについて特例介護給付費等は支給できません。

(事務処理要領 第4-I-2(1)より)

Q. 特例介護給付費等の対象となる支給量は？

A. 支給決定された支給量の範囲内に限ります。

ただし、支給決定の効力が月途中から生じる場合、特例給付分と支給決定後の給付分を合わせて1か月の支給量の範囲内となるように調整して給付します。

支給決定される支給量は、おおよその見込み量をお伝えすることが可能です。

(事務処理要領 第4-I-2(2)より)

例) サービス種類：身体介護 支給量：20時間 有効期限：1月20日以降

の内容で支給決定がされた場合。

1月19日までに12時間サービス提供されていた。

20日から31日までは8時間のサービス提供が可能。

②特例介護給付費等の対象外

ア. 自己負担分

サービス費用総額の1割もしくは、利用者負担上限月額どちらか額の低い方を自己負担する必要があります。

イ. 実費

サービス提供にかかる費用以外の光熱費等実費は対象外です。

ウ. 支給決定されていないサービス種類

- ① 介護給付費等支給申請を取下げした場合
- ② 介護給付費等支給申請をしたもののうち、支給決定されなかったサービス種類又は却下決定された場合

は対象外です。

(様式第1号)

特例介護給付費等の代理受領委任状

南房総市長 宛

私は、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費、特例特定障害者特別給付費、特例障害者通所支援給付費の請求、受領、返納に関する権限を下記の事業者
に委任します。

令和 年 月 日

住所

氏名

㊞

私は、 様の特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費、特例特定障害者特別給付費、特例障害者通所支援給付費の請求、受領、返納に関する権限を受任します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

㊞

事業所名称

口座振替 依頼欄	銀行 信金 信組 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他			
	金融機関コード		店舗コード		口座番号		
	フリガナ						
	口座名義人						